

通学区域等の変更に伴う経過措置について（他自治体事例）

1 中央区（東京都）

調整区域の指定（規則上に規定） 一部の学校で調整区域を設定し、指定したいずれかの学校を選択可能

【実施日】平成2年4月

<経過措置期間> 当分の間

（参考）

【資料4-2】中央区立学校通学区域に関する規則（一部抜粋）

【資料4-3】令和6年度小学校入学予定児童（調整区域居住者）を対象とする就学先意向調査について

2 品川区（東京都）

学校選択制の変更（品川区HPより一部抜粋）

【変更内容】遠距離通学を解消するため、学校選択制を「ブロック内の選択」から通学区域が隣り合っている学校を選択できる「隣接校選択」に変更

【実施日】令和2年4月

【変更に伴う経過措置】（要綱上に規定）

経過措置期間中は、旧制度（ブロック制）での選択対象校を希望可能

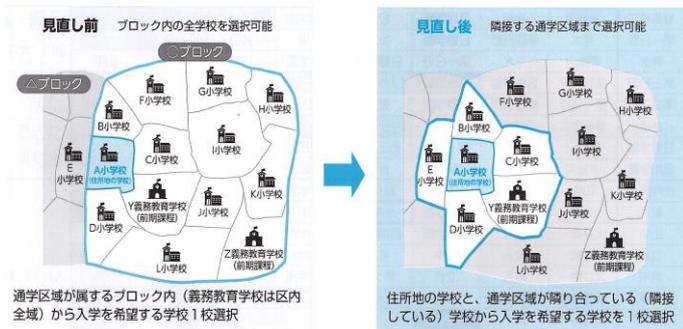
〔経過措置期間〕

- 兄弟姉妹が隣接校以外の旧通学区域の学校に在籍する場合は、令和元年度までに入学した兄弟姉妹が在籍する間

- 旧制度の選択範囲の学校希望者で兄弟姉妹が学校に在籍していない場合は、変更年度を含む2年間（令和2年度～令和3年度入学）

（参考）

【資料4-4】品川区立学校の学校選択の取扱いに関する要綱（一部抜粋）



3 多摩市（東京都）

（1）調整区域の指定（規則上に規定）

指定校以外の学校への就学を希望できる区域「調整区域」を設定

（内容）（多摩市HPより一部抜粋）

指定校までの通学距離・時間が一定以上となる区域で、隣接校であれば半分程度に短縮できる区域を「調整区域」とし、隣接校へ就学希望可能

【小学校】通学距離 概ね1.5キロ以上（直線半径1キロ以上） 通学時間30分以上

【中学校】通学距離 概ね2キロ以上（直線半径1.5キロ以上） 通学時間30分以上

（2）特例地区の指定（規則上、できる規定とし、区域等は別に定める）

通学途上の安全確保など、特に理由がある場合は、指定校以外の学校に就学できる特例地区を設定することができる。

「特例地区」（多摩市HPより）

（1）平成25年4月「一ノ宮1・2丁目地区」

（2）平成27年4月「連光寺1丁目2番地の1」

<経過措置期間> なし

（参考）

【資料4-5】多摩市立学校の通学区域等に関する規則（一部抜粋）